

## 令和5年度 第1回三重県最低賃金専門部会議事録

- 1 開催日時 令和5年8月1日(火) 13時30分～16時30分
- 2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室
- 3 出席委員  
公益代表 西川 昇吾 三好 正人 安井 広伸  
労働者代表 伊藤 由幸 葛山真由美 前田 良彦  
使用者代表 中村 和仁 別所 浩己
- 4 議題  
(1) 部会長・部会長代理の選出  
(2) 専門部会運営規程(案)について  
(3) 三重県最低賃金の改正について

### 5 開 会 (指導官)

只今から令和5年度第1回三重県最低賃金専門部会を開催させていただきます。

先ず、出席委員の確認でございます。栗須委員が欠席とお伺いしておりますが、8人の委員の出席を確認しておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項の定足数を満たしておりますことをご報告させていただきます。

開会にあたりまして労働基準部長からご挨拶を申し上げます。

#### (基準部長)

皆様、お疲れさまです。

労働基準部長の片野でございます。

本日、大変お暑い中、また、ご多忙中にも関わらず、令和5年度第1回三重県最低賃金専門部会にご出席いただき感謝を申し上げます。

昨日の本審でも伝達差し上げたところですが、7月28日に開催された中央最低賃金審議会におきまして、地域別最低賃金改定の引上げ額の目安が示されました。この中で、「Bランクの三重は40円」という答申が出されております。

目安そのものは、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にするものと定められております。そういう位置付けのもと、専門部会での闊達なご議論をいただきたく存じます。

例年、各委員の皆様にはそれぞれのお立場で、厳しい状況が続いているということも認識しているところではございますが、皆様のご尽力によりまして適切な最低賃金額を、気持ちといたしましては、全会一致で結審できますよう、事務局として

も適切な運営に努めてまいりますので、ご審議の方、よろしくお願いいたします。  
簡単ではございますが、冒頭での挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

## 6 議 事

### (1) 部会長・部会長代理の選出

(室 長)

続きまして、議事(1)の部会長・部会長代理の選任についてでございますが、部会長及び部会長代理の選出は、本審と同様、最低賃金法第25条第4項により、「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」こととなっております。

先般6月の公益委員会議で協議していただき、その結果、部会長に三好委員、部会長代理には安井委員ということをお決めいただきましたので、ご報告させていただきます。

拍手をもってご承認いただきますようお願いいたします。

— 拍手にて承認 —

それでは、これよりの部会の運営は三好部会長のほうでよろしくお願いいたします。

(部会長)

部会長に選ばれました三好でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

始めさせていただく前に、片野部長様のご挨拶にもありましたように、中央最低賃金審議会で答申として、「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安については、Bランク40円」との答申がなされました。

今年度は、三重県最低賃金の改正を審議するにあたりましては、県内の経済情勢などを参考に、労働者側、使用者側、それぞれのお立場のご意見を伺いながら、中央最低賃金審議会の示す目安内容も参酌させていただきながら、議論を重ねて参りたいと思っております。

ご意見をどんどんお出しいただきまして、その中で良い地点で落ち着くよう私どもも公益も努力して参りたいと考えておりますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

また、部会の円滑なる運営にも併せてご尽力いただきますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

(部会長代理)

部会長代理に選任されました安井でございます。

三好部会長を補佐し、この審議会が円滑に運営されますよう最大限努力させていただく所存でございます。いずれにしろ、皆様方のご支援ご協力をいただかないと審議は進まないと思っております。引き続きよろしくお願いいたします。

(2) 専門部会運営規程(案)について

(部会長)

それでは、次の議事に入らせていただきます。

先ずは、専門部会の運営規程を定めなくてはなりません。

運営規程(案)がお手元の資料の中にございますので、事務局から説明をお願いいたします。

(室長)

審議会の運営につきましては、審議会の運営は、細部に及ぶ定めを必要とする場合には会長が定めることとなっております。

専門部会もこれにならって運営規程を設けるという形で、従来から進めていただいております。

資料の2に運営規程の(案)を付けさせていただきます。

内容としましては、昨年度の規程と同様のものがございます。

また、専門部会の廃止については、第10条で審議会の意見に関する異議の申出期間が満了した時をもって廃止すると規定されてございます。

この規程についてのご審議をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(部会長)

ご説明いただきましたが、この運営規程(案)について何かご意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この(案)を運営規程ということに決定させていただきたいと思っております。よろしいですね。

— 異議なし —

はい、ありがとうございました。

この規程は本日からということで、決定させていただきます。

それでは、恐れいたしますが、(案)を二重線で消していただきまして、施行期日に本日の日付をご記入お願いいたします。

(3) 三重県最低賃金の改正について

(部会長)

では、続きまして令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について、今年は、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会宛にビデオメッセージが届いております。これを視聴したいと思いますので、ご準備お願いいたします。

— 指導官 ビデオメッセージ再生 —

中央最低賃金審議会えびすのの戎野と申します。

令和5年度地域別最低賃金改定の目安について、中央最低賃金審議会答申を踏まえまして、メッセージをお伝えしたいと思います。

本来であれば、藤村会長がお伝えすべきところではありますが、会長が体調不良のため、会長代理であります私よりお話し上げたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

1点目はこのビデオメッセージの趣旨です。

令和5年4月6日にとりまとめられた、「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」において、目安の位置づけの趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員にも確実に伝わるよう、都道府県労働局への周知方法について検討することを事務局に対し要望されました。

これを受けまして、目安の位置づけの趣旨に加え、この度中央最低賃金審議会においてとりまとめられた令和5年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員に直接伝達されるよう、私からビデオメッセージを送らせていただくこととなりました。地方最低賃金審議会の委員の皆様におかれましては、視聴いただく場を設けることとなった次第です。

視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金額の改定に向けた議論に向け、改めて、目安並びに今年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思います。

2点目は、目安の位置付けです。

目安は、令和5年全員協議会報告や、令和5年度目安小委報告に記載しておりますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたいと思います。

従いまして、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものであります。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと思います。

3点目は、令和5年度目安のポイントです。

今年の日安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回に渡って真摯に議論を重ねてまいりました。この結果、目安額については、Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円となりました。

3要素のそれぞれの評価のポイントについて、簡潔にご説明申し上げます。

まず、「賃金」についてです。

連合及び経団連が公表しました賃上げ率は、30年ぶりの高い水準となっております。また、賃金改定状況調査の第4表①②の男女計及び一般・パート計についても、平成14年以降最大となる、2.1%という結果でありました。継続労働者に限定した第4表③は2.5%でありました。

次に、「通常の事業の賃金支払能力」についてです。これは、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。

各種統計資料を見ますと、改善がみられる資料もいくつかありました。

しかしながら、今年度の議論におきましては、企業の支払能力の厳しさを示すものとして、価格転嫁の状況が特に注目されました。価格転嫁が進んでいる企業も増加する一方で、転嫁が進まない企業も増えておりまして、2極化がみられました。価格転嫁が不十分な状況が、賃上げ原資確保を難しくしている状況にもつながっている、その状況にも留意をいたしました。

最後に、3要素のうち、今年度の公益委員見解で最も重視した、「労働者の生計費」についてです。ここは少し詳しく申し上げたいと思います。消費者物価指数については、昨年改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る水準でありました。

直近の月次を見ると、対前年同月比で、今年4月に4.1%、5月に3.8%、6月に3.9%となっております。昨年10月から今年1月にかけて「持家の帰属家賃を除く総合」4%超え、5%以上にも達する高い伸びとなった時期と比べますと対前年同月比の上昇幅は縮小傾向にありますが、しかしながら引き続き高い水準であります。

消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の影響で一定程度押し下げられております。「総合」では、6月は1%ポイント押し下げられているという試算が出ております。

なお、6月の使用分から電気の規制料金の値上げが行われている上に、当該事業の適用は、9月使用分までとされておりまして、10月使用分以降の扱いについては現時点では決まっていないことを確認しております。

このような中、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要であると考えております。さらに、昨年以來、継続的に消費者物価の高騰が見られる状況であり、昨年改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る高い伸び率であったことも踏まえることが、今年度は適当と考えました。

こうした3要素のデータを総合的に勘案しまして、今年度は4.3%を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

次にランクごとの目安額についてです。新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書においても、「今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点からも少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であると考えました。

その上で、賃金改定状況調査の第4表や、消費者物価指数のランク別上昇率を見ますと、各ランクに大きな状況の差異があるとは言いがたいと思います。しかしながら、地域別最低賃金額が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であることから、Aランク、Bランク、Cランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えました。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の参考資料としてまとめておりますので参照していただきたいと思います。また、これまで目安に関する小委員会で提示いたしました資料については、地域別のもも含まれておりますので、適宜参照いただければと思います。

また、今般の最低賃金改定の目安は、過去最高額となる高い額でありまして、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れがたいのご意見があることも認識しております。こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員といたしましても、今年度の最低賃金の上げが着実に進むよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備を行うよう各種要望を例年以上に盛り込んだところであります。

具体的には、生産性向上の支援につきましては、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求めました。特に、業務改善助成金につきましては、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充と、最低賃金の地域間格差を是正しつつ引き上げていくために、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望いたしております。

さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望いたしました。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要であること、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要であることも記載いたしました。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底も要望したところであります。

さらに、価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有す

るとともに、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望いたしました。

4点目は、発効日についてです。

発効日については、10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引き上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見もあると承知いたしております。

令和5年全員協議会報告において、発効日とは審議の結果で決まるものであり、発効の時点の規定する最低賃金法第14条第2項におきましても発効日は公労使で議論して決定できるとされています。このことを、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当であるというふうに記載されています。この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思っております。

5点目、最後になりますが、これは公労使による真摯な議論についてです。

これまで述べてきましたとおり、目安額を示す際に、様々な資料に基づいて公労使で真摯な議論を行ってきたところでもあります。地方最低賃金審議会におきましても、公労使による真摯な議論が行われますことを期待しております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果については、注目していきたいと思っております。皆様には、中央最低審議会の報告も参考になさって、公労使による真摯な議論をお願いしたいと存じます。

以上です。どうもありがとうございました。

(部会長)

はい、ありがとうございます。

一点お願いが、もしよろしければ、次回このようなメッセージが頂戴できるのであれば、字幕がついていると良かったかなと思うのです。ちょっと音が聞こえずらい方もおみえになるのではないかと思いますので、ご配慮いただければありがたいなと思います。

では、これから、三重県最低賃金の改正について、ご審議いただきますために、各資料について事務局から説明をお願いします。

(指導官)

それではご説明申し上げます。

地域別最低賃金額改定のご審議をいただくにあたり、新しく作成しました資料を、ご説明させていただきます。

次に「最低賃金に関する基礎調査結果」について、ご説明させていただきます。資料3をご覧ください。

資料3には、「令和5年度最低賃金に関する基礎調査の概要」をつけております。

この基礎調査は、6月現在の状況について、事業場規模が、製造業、情報通信業のうち新聞業・出版業は常用労働者100人未満、その他の産業については、30人未満を雇用する民営事業所について調査を行っており、特定（産業別）最低賃金が決定されている事業所は、100人以上雇用している事業所も対象となっております。

数としては、1,868事業所を対象として調査票を送付し、中間集計ですが、廃止等を除き、提出があった983事業所の合計13,578人の労働者の結果となっております。

4枚目からは、総括表(1)「規模別、地域別、年齢別表8枚目からは、総括表(2)「年齢別、男女別」となっております。

それぞれ、該当金額の行を黄色のラインを入れてあります。

最低賃金未満率は、1.7%となっております。

資料4は、三重県における公共職業安定所において取りまとめられた令和5年5月における「求人募集賃金・求職者希望賃金情報」です。

1番最初の表は、三重県下の平均値となっております。

常用的パートの求人募集賃金の下限平均は1,063円となっております。

2ページ目以下は、各安定所別、地域別の数字となっております。

この中で、最下限平均は尾鷲公共職業安定所熊野出張所の生産工程職で934円です。

地域別では、中勢地域が常用的パートの下限平均が1,068円、東紀州地域では1,024円で、44円の地域間格差が認められます。

説明としては以上になります。

(部会長)

はい、ありがとうございます。

本資料は、ご審議の参考にしていただければと思います。

この資料について、何かご質問ございましたら、よろしいでしょうか。また後程でも結構ですので、よろしくお願ひします。

今後の日程調整をしたいと思います。

事務局の方から何か説明はありますか。

(指導官)

三重の慣例として、10月1日発効に向け、

第2回の専門部会を8月2日（水）午後1時30分

第3回の専門部会は8月3日（木）午後2時30分

第4回の専門部会は8月4日（金）午後1時30分

に開催し、8月7日午前10時30分には本審を開催し、答申する必要があります。よろしいでしょうか。

(部会長)

それでは、その日程で審議させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に「金額検討」に入っていきたいと思ひます。

金額検討に入りますが、どういう進め方にするか、いかがでしょうか。



これまででしたら、労使が分かれてご検討いただき、それぞれお立場を固めていただくというようなことになるのですが、この方法でよろしゅうございますでしょうか。

— 異議なし —

はい、ありがとうございます。

議事録の作成にあたりまして、労使が分かれてご検討いただくにあたり、「休会」とし、再び、労使が集まって審議する際には、「再開」として、審議に入ることをしたいと思います。

(部会長)

それでは、本日はここで、「休会」といたします。

2時10分過ぎくらいに労側のお話を個別にお伺いに行かせていただきたいと思います。

その後、使側のお話を個別にお伺いさせていただき、全体会議を再開させていただきたいと思います。

事務局の方で、ご案内をお願いします。

(指導官)

それでは、これより傍聴人に退出していただきます。

— 傍聴人、退出 —

— 労使個別協議会場へ —

— 全体会場へ集合 —

— 傍聴人、入場 —

(部会長)

お集まりいただきましたので、全体会議に戻りまして再開いたします。

本日は第1回の専門部会で、各委員のお考えをお聞きする程度となりましたが、次回に継続して検討していただくことでよろしく願いいたします。

(部会長)

第2回の専門部会は、明日8月2日（水）午後1時30分から、本日と同じ会場です。よろしくお願いいたします。

それでは、本日はこれで終了します。ありがとうございました。

以上

